

意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>異論ありませんが、統一様式になることで、偽造しやすくなるのではないかと不安もあります。偽造防止策はどの様なものをお考えでしょうか？</p>	<p>一般的に権限を有しない者が勝手に身分証の記載をすることは、公文書偽造等の罪に問われ得るため、一定の抑止効果が見込まれると考えております。</p> <p>また、身分証作成の際は、法令の該当の有無「○」又は「-」のどちらかを記載することとしており、空欄に追記されるのを防ぐこととしております。</p> <p>さらに、特例省令等の施行通知発出の際に、地方自治体向けの注意書きとして、「身分証の記載は印字し、修正しないこと」を記載します。</p>
2	<p>立入検査等の際に提示する法令等については、基本として紙書面での交付が行われるのが適切と考える。絶対に、必ず、紙書面の交付が行われなければならない、とまでは言いにくいのであるが、通常、その交付が行われるのが確実に望ましい事はほぼ間違いが無いので、紙文書での交付を行うような形を通常としていただきたい。何らかの緊急避難的な事態でもないのであれば、書面（紙書面）の交付を行うのがとても強く程度で求められると考える。</p>	<p>特例省令等の施行通知発出の際には地方自治体向けの注意書きとして、「立入検査等の根拠となる法令の条文については、立入検査等の際に事業者等から照会があった場合には、あらかじめ身分証明書の裏面に記載しておきこれを提示する方法のほか、別紙に印刷し若しくは電子機器に表示した条文を提示する、又は条文の参照方法を口頭で伝達するなど、適当な方法により対応すること」を記載いたします。</p>
3	<p>特例対応による「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」は、個別法令で規定される証明書と比較して、より多くの国民がその正当性を認知し易くなるとの考えから、本省令案を速やかに施行していただきたく、意見いたします。</p> <p>「児童手当及び特例給付受給資格調査員証」等の提示が必要な場面は、年間を通じて、それほど多くなく、施行規則で規定される調査員証の様式に似せて作成された書面を提示されても、調査対象者にとってみれば、その正当性をその場で判断できる人は、ほとんどいないと思われます。</p> <p>一方で、本件省令に基づく「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」は、多岐に亘る制度の証明書を一本化するものであるため、より一般的で、より高い認知度が期待できます。一般的な証明書を提示する方が、行政職員としても説明し易いこと、国民にとっても理解し易いことから、児童手当等の証明書としては、相応しいと言えます。</p>	<p>必要な手続きを経て、ご意見のとおり対応予定です。</p>